

令和8年度

奨学のための給付金のご案内

(年額給付チラシ)

1 奨学のための給付金とは

○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低中所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 182,500 円未満）の世帯等の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

○支給を受けるには申請手続きが必要です。（新入生で既に早期給付を申請している場合も含む。）

※高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2 年額支給の対象要件

令和 8 年 7 月 1 日現在、次の①～④のすべてを満たす世帯である保護者等

- ①高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる
- ②保護者等が滋賀県内に住所を有する
- ③生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和8年度(令和7年分)の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が 182,500 円未満である（保護者が 2 名以上いる場合は、その全員の所得割の合計をいう）
- ④高校生等の国籍・在留資格が「日本国籍」、「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者のうち将来永住する意思があると認められた者」、「家族滞在のうち小学校および中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」のいずれかである（いずれでもない場合、生活保護世帯もしくは非課税世帯のみ対象）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・高校生等の在留資格が「留学」かつ、令和 8 年度新入生である
- ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年 1 回、通算 3 回（定時制・通信制課程は通算 4 回、専攻科は通算 2 回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に 1 回（定時制・通信制課程は 2 回まで）加えることができる。

※専攻科の対象要件については、在学する専攻科の高等学校等にお問い合わせください。

3 支給時期

- ・未定（令和 8 年度中）

※支給決定の時点で学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充当します。

4 支給額

世帯区分		課程	年額（※1）
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制	32,300 円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制・定時制	143,700 円
		通信制・専攻科（※2）	50,500 円
③	所得割 105,500 円未満の世帯	全日制・定時制	47,900 円
		通信制・専攻科（※2）	16,830 円
④	所得割 182,500 円未満の世帯	全日制・定時制	35,930 円
		通信制・専攻科（※2）	12,630 円

※1 7月～翌年3月分の支給額については、7月1日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。

※2 専攻科の対象要件等については、在学する専攻科の高等学校等にお問い合わせください。

5 募集時期および必要書類

○募集時期 **令和8年7月6日(月)から令和8年10月16日(金)まで**

○申請方法 オンライン申請

①学校に申請希望の旨をお伝えいただき、「オンライン申請チラシ」の交付を受けてください。

②「オンライン申請チラシ」に記載の二次元コードから、オンライン申請フォームにアクセスしていただき、申請フォームに従って申請手続きを完了してください。

6 問い合わせ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 修学支援係
電話：077-528-4587
mail：ma0005@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、**子ども若者政策・私学振興課**で実施します。

在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。